

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (5件) (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) ( )	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○肥料の登録 (環境農業推進課)	5
○肥料の登録の有効期間の更新 ( )	5
○普通肥料の検査の結果の概要 ( )	6
○特殊肥料の検査の結果の概要 ( )	6
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	7
○土地改良区の定款変更の認可 ( )	7

## 告 示

### 高知県告示第284号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

##### (1) 届出者の名称及び住所

- ア MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
イ 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

##### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター

高知市介良字長丁317-1ほか

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
株式会社ユニクロ

(変更前) 山口県山口市佐山717番地1

(変更後) 山口県山口市佐山10717番地1

#### (4) 変更年月日

令和2年7月17日

#### (5) 変更理由

小売業を行う者の所在地の変更のため

#### 2 届出年月日

令和3年3月25日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

#### 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

### 高知県告示第285号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

##### (1) 届出者の名称及び住所

株式会社サニーオフィス 代表取締役 濱田 正  
高知市山手町81番地

##### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店  
宿毛市長田町3592番地

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
-------	------	----

株式会社エヴィ	代表取締役 大坪 俊郎	高知市北御座10番3号
柴岡千賀子	柴岡 千賀子	宿毛市中央七丁目3番31号 黒萩アパート6号
有限会社山本化粧品店	代表取締役 山本 勝敬	宿毛市中央四丁目3-6
朝比奈啓造	朝比奈 啓造	幡多郡大月町弘見2085-2

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社レデイ薬局	代表取締役 白石 明生	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号

#### (4) 変更年月日

株式会社エヴィについては令和2年6月30日、柴岡千賀子については平成27年5月31日、有限会社山本化粧品については令和元年10月31日、朝比奈啓造については平成27年4月30日、株式会社大創産業については平成28年4月27日、株式会社レデイ薬局については令和3年3月11日

#### (5) 変更理由

小売業を行う者の入退店のため

#### 2 届出年月日

令和3年2月18日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
宿毛市役所

#### 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第286号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称及び住所

株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ野市店  
香南市野市町西野ヌノ丸2700番地2ほか

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地
有限会社スーパーストア富士屋	代表取締役 坂本 信子	南国市後免町二丁目1-19
有限会社山下化粧品店	代表取締役 山下 雅夫	南国市後免町二丁目6-9
村上東市郎	村上 東市郎	高知市福井町1789番地19
有限会社山本商店	代表取締役 山本 孝	香南市吉川町古川1229番地1

	志	
--	---	--

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 齋藤 光義	香川県高松市円座町1001番地
有限会社スーパーストア富士屋	代表取締役 坂本 信子	南国市後免町二丁目1-19
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濶二丁目38番地
株式会社こみベーカーリー	代表取締役 古味 由紀	高知市知寄町一丁目1番21号

## (4) 変更年月日

有限会社山下化粧品店については平成30年6月30日、村上東市郎については令和2年5月31日、有限会社山本商店については令和元年8月31日、株式会社セリアについては令和元年10月18日、株式会社こみベーカーリーについては平成30年7月6日

## (5) 変更理由

小売業を行う者の入退店のため

## 2 届出年月日

令和3年2月4日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
香南市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第287号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称

株式会社サニーオフィス 代表取締役 濱田 正

## (2) 届出者の住所

高知市山手町81番地

## (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店  
宿毛市長田町3592番地

## (4) 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 56台  
(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物東側）	40台
駐輪場2（建物北東側）	10台
駐輪場3（建物南東側）	10台

## (5) 変更年月日

令和3年10月19日

## (6) 変更理由

来客の利便性向上を図るため

## 2 届出年月日

令和3年2月18日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
宿毛市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第288号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ野市店

香南市野市町西野ヌノ丸2700番地2ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1（敷地北側立体駐車場1階）	120台
駐車場2（敷地北側立体駐車場2階）	131台
駐車場3（敷地西側）	21台
駐車場4（敷地南側）	29台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1（1）（敷地北側立体駐車場1階）	117台
駐車場1（2）（敷地北側立体駐車場2階）	131台

駐車場2（建物北側）	16台
駐車場3（敷地西側）	23台
駐車場4（敷地南側）	24台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物北西側）	110台
駐輪場2（建物北東側）	

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物北西側）	30台
駐輪場2（建物北側）	10台

ウ 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設1（建物南西側）	267立方メートル
廃棄物保管施設2（建物北東側）	
廃棄物保管施設3（建物南東側）	

(変更後)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設1（建物東側）	41立方メートル
廃棄物保管施設2（建物南西側）	22.5立方メートル

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

--	--

駐車場の自動車の出入口の数	位置
4箇所	駐車場1（敷地北側） 駐車場2（敷地北側）
1箇所	駐車場3（敷地西側）
1箇所	駐車場4（敷地南側）

(変更後)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
3箇所	駐車場1（1）（敷地北側） 駐車場1（2）（敷地北側）
1箇所	駐車場3（敷地西側）
1箇所	駐車場4（敷地南側）

(5) 変更年月日

駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数並びに廃棄物保管施設の位置及び容量の変更については令和3年10月5日、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更については令和3年2月5日

(6) 変更理由

効率的な店舗運営を図るため

2 届出年月日

令和3年2月4日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

香南市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市常六字道ノ 下804番11から 四万十市常六字マル ブチ494番2まで	前	3.4 ) 7.7	127
	後	4.4 ) 10.9	127

**高知県告示第290号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市常六字ゴゼ バイ791番24から 四万十市常六字ゴゼ バイ791番26まで	前	6.2 ) 16.8	56
	後	6.2 ) 41.8	56

**高知県告示第291号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町久保堂 ノ岡字クルマヤ191 番1から 香美市物部町久保堂 ノ岡字堂ノ岡61番1 まで	前	2.3 ) 6.9	66
	後	4.1 ) 10.2	66

**高知県告示第292号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町萩野字 大野47番1から 香美市香北町萩野字 仲芝2608番まで	前	3.3 ) 14.8	187
	後	3.3 ) 14.8	180

**高知県告示第293号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市角崎字後田682番 1地先から 四万十市角崎字後田671番 1地先まで	21	令和3年4月23日
四万十市角崎字後田671番 1地先から 四万十市角崎字後田659番 1まで	33	令和3年4月23日

**高知県告示第294号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市住次郎字トヲノハ タ1354番1から 四万十市住次郎字ナカ谷 128番1まで	180	令和3年4月23日

**高知県告示第295号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

高岡郡佐川町字沖野古城	乙2206番4	6.00	47.42
	乙2206番14		
	乙2231番10		
	乙2231番11		
	乙2231番12		
	乙2232番3		
	乙2233番3		
乙2233番5			
乙2233番7			

-----  
公 告  
-----

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第706号	混合石灰肥料	ニューミハラゲン	アルカリ分 47.0 く溶性苦土 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和8年12月1日
高知県第707号	配合肥料	PK苦土石灰1号	く溶性りん酸 3.7 く溶性加里 5.3 内水溶性加里 3.0 く溶性苦土 4.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	〃	〃	令和9年3月4日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第614号	副産石灰肥料	くみあい粒状副産	アルカリ分 50.0	含有を許される有害成分の	株式会社古田産業	高知市五台山3983	令和9年1月19日

		石灰		最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。		番地 5	
高知県第675号	混合石灰肥料	くみあい粒状アヅミン苦土石灰特号	アルカリ分 42.0 可溶性苦土 12.0	〃	〃	〃	令和9年4月7日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

令和3年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	有限会社井上満吉商店	65消石灰	主成分－AL				
〃	入交石灰工業株式会社	〃	〃				
〃	株式会社刈谷石灰工業所	〃	〃				

- 備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表するように必要袋数（ばらの場合は、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。  
AL－アルカリ分

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

令和2年11月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
堆肥	有限会社榮光商会	パインパーク	TN 0.24% TP 0.06% TK 0.13% TZN 15.9mg/kg C/N 61.5 水分 67.2%	

令和3年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
堆肥	合同会社未来企画	発酵竹チップ	TN 0.27% TP 0.13% TK 0.41% C/N 92.5 水分 45.8%	
堆肥	バイエム興業株式会社	発酵堆肥	TN 0.20% TP 0.18% TK 0.13% TZN 48.3mg/kg C/N 80.8 水分 60.1%	

- 備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。  
TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TZN－亜鉛全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
- 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村国営土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏名	住所
理事	西村 節男	幡多郡黒潮町出口394番地1
〃	永野 侃	四万十市双海564番地
〃	安田 和亀	〃 竹島2973番地
〃	畠中 温喜	〃 〃 239番地1
〃	片山 尚登	〃 〃 695番地
〃	渡邊 一朗	〃 佐岡1120番地12
〃	山本 勝也	須崎市吾井郷乙1112番地
〃	江口 五月	四万十市鍋島949番地3
〃	山本 林	〃 平野2827番地
〃	野並 勇人	〃 古津賀3122番地16
〃	田中 僚	〃 〃 1361番地
監事	浦田 茂豊	〃 鍋島1403番地1
〃	石井 洋	〃 双海1016番地
〃	沖 延年	〃 井沢137番地
(就任)		
理事	西村 節男	幡多郡黒潮町出口394番地1
〃	永野 侃	四万十市双海564番地
〃	畠中 温喜	〃 竹島239番地1
〃	松倉 邦文	〃 〃 3445番地
〃	西内 道敏	〃 〃 3160番地
〃	渡邊 一朗	〃 佐岡1120番地12
〃	山本 勝也	須崎市吾井郷乙1112番地
〃	江口 五月	四万十市鍋島949番地3
〃	山本 林	〃 平野2827番地
〃	野並 勇人	〃 古津賀3122番地16
〃	田中 僚	〃 〃 1361番地
監事	山本 清貴	〃 鍋島1235番地1
〃	石井 洋	〃 双海1016番地
〃	沖 延年	〃 井沢137番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久枝土地改良区の定款の変更を令和3年4月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお

いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月23日

高知県知事 濱田 省司